

当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー

I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

1 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

3 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額(注1)、非予想損失額(注2)を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(注1) 予想損失額: 一定の期間に発生すると予想される損失額の平均値である信用コスト部分

(注2) 非予想損失額: 一定の期間に発生し得る損失の最大値から予想損失額を差し引いた狭義の信用リスク部分

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)

当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー

I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

7 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については「事務リスク管理規定」等に基づき、本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、標準的計測手法を採用し、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、オペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しています。

8 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲
リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。
対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。
- (2) リスク管理及びリスク削減の方針
リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。
期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。
- (3) 金利リスク計測の頻度
銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。
- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法
資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項
 - ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正值の場合はゼロとして合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
 - ⑥ スプレッドに関する前提
リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
 - ⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
 - ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前事業年度末の開示からの変動はありません。
 - ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。
- (2) その他の金利リスク計測について
 - ① 金利ショック
当金庫では、主としてVaR (バリュー・アット・リスク) を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
 - ② 金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。
また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は240日 (1年) 及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日 (6か月) としています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,586	51,032
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,052	3,015
うち、利益剰余金の額	46,594	48,107
うち、外部流出予定額(△)	60	90
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	375	424
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	375	424
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	49,961	51,457
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	149	184
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	149	184
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	12	95
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	162	280
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	49,798	51,177
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	326,407	336,833
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△780	△774
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,924	12,596
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	340,331	349,429
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (二))	14.63%	14.64%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	326,407	13,056	336,833	13,473
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	296,822	11,872	306,114	12,244
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	185	7	187	7
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	290	11	429	17
我が国の政府関係機関向け	1,334	53	1,590	63
地方三公社向け	410	16	401	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,178	1,527	49,145	1,965
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			8,432	337
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け	121,909	4,876	114,896	4,595
特定貸付債権向け			—	—
中小企業等向け及び個人向け	81,710	3,268		
中堅中小企業等向け及び個人向け			33,098	1,323
トランザクター向け			552	22
抵当権付住宅ローン	6,979	279		
不動産取得等事業向け	17,979	719		
不動産関連向け			72,419	2,896
自己居住用不動産等向け			56,433	2,257
賃貸用不動産向け			13,791	551
事業用不動産関連向け			1,864	74
その他不動産関連向け			330	13
A D C 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			601	24
三月以上延滞等	967	38		
延滞等向け			7,748	309
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,767	70
取立未済手形	62	2	48	1
信用保証協会等による保証付	1,293	51	1,477	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,023	80		
出資等のエクスポージャー	2,023	80		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			2,239	89
上記以外	23,497	939	20,063	802
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,066	282	6,303	252
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,849	193	4,849	193
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,223	48	2,614	104
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			753	30
上記以外のエクスポージャー	10,358	414	5,541	221
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	S T C 要件適用分	—	—	—
	非 S T C 要件適用分	—		
	短期 S T C 要件適用分		—	—
	不良債権証券化適用分		—	—
	S T C ・不良債権証券化適用対象外分		—	—
再証券化	—	—	—	—

次ページに続く

2 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,366	1,214	31,492	1,259
ルック・スルー方式	30,366	1,214	31,492	1,259
マシント方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (2 5 0 %)	—	—	—	—
蓋然性方式 (4 0 0 %)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1 2 5 0 %)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△780	△31	△ 774	△ 30
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,924	556	12,596	503
B			8,397	
B			1,007	
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	340,331	13,613	349,429	13,977

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(2023年度計数)。

6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
				貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
	内	757,588	797,247	361,105	371,399	208,592	209,172	－	－	1,061	9,713
	外	26,798	23,901	－	－	26,798	23,901	－	－	－	－
	他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地 域 別 合 計	784,387	821,149	361,105	371,399	235,390	233,074	－	－	1,061	9,713
	製 造 業	88,846	90,924	50,339	49,534	38,507	41,390	－	－	63	2,055
	農 業 、 林 業	417	567	417	567	－	－	－	－	－	41
	漁 業	6	21	6	21	－	－	－	－	－	18
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,386	1,241	1,216	1,070	170	170	－	－	37	1
	建 設 業	30,735	43,262	25,181	37,772	5,553	5,489	－	－	65	1,136
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,631	12,695	509	875	12,121	11,820	－	－	－	117
	情 報 通 信 業	4,972	6,604	674	2,026	4,118	4,122	－	－	7	15
	運 輸 業 、 郵 便 業	32,608	30,628	7,497	7,675	25,111	22,952	－	－	－	252
	卸 売 業 、 小 売 業	32,938	36,965	24,629	28,623	8,308	8,342	－	－	0	590
	金 融 業 、 保 険 業	257,133	280,440	36,533	37,883	47,900	45,850	－	－	－	3
	不 動 産 業	40,841	39,943	31,690	31,238	9,150	8,705	－	－	166	1,871
	物 品 賃 貸 業	13,097	14,892	3,070	3,065	9,826	9,926	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	4,789	6,797	4,087	5,594	701	1,202	－	－	12	44
	宿 泊 業	76	84	76	84	－	－	－	－	－	1
	飲 食 業	3,303	4,400	3,303	4,400	－	－	－	－	－	258
	生活関連サービス業、娯楽業	2,713	4,392	2,513	4,192	200	200	－	－	122	242
	教 育 、 学 習 支 援 業	1,182	1,705	1,082	1,605	100	100	－	－	86	140
	医 療 、 福 祉	9,638	12,186	9,638	12,186	－	－	－	－	170	181
	そ の 他 の サ ー ビ ス	9,835	9,435	8,222	8,617	1,612	818	－	－	5	125
	国・地方公共団体等	95,841	93,467	23,833	21,484	72,007	71,983	－	－	－	－
	個 人	126,580	112,865	126,580	112,865	－	－	－	－	322	2,614
	そ の 他	14,811	17,625	－	12	－	－	－	－	－	－
	業 種 別 合 計	784,387	821,149	361,105	371,399	235,390	233,074	－	－	1,061	9,713
	1 年 以 下	161,425	198,867	33,341	60,213	19,545	19,195	－	－		
	1 年 超 3 年 以 下	76,883	78,860	21,258	26,039	29,991	28,807	－	－		
	3 年 超 5 年 以 下	76,330	81,042	36,049	34,212	39,569	44,606	－	－		
	5 年 超 7 年 以 下	70,438	86,039	31,305	34,886	28,625	37,095	－	－		
	7 年 超 1 0 年 以 下	118,678	127,381	42,285	48,508	52,837	43,761	－	－		
	1 0 年 超	229,052	223,547	166,627	166,551	62,425	56,995	－	－		
	期間の定めのないもの	37,114	8,081	30,237	987	2,396	2,612	－	－		
	そ の 他	14,463	17,328	－	－	－	－	－	－		
	残 存 期 間 別 合 計	784,387	821,149	361,105	371,399	235,390	233,074	－	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△27	375	49	424
個別貸倒引当金	△11	3,418	△2,005	1,413
合計	△38	3,793	△1,956	1,837

△ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製造業	105	△1,864	2,186	321	—	50
農業、林業	3	△1	11	10	—	—
漁業	1	△1	1	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	△9	△22	22	0	—	3
建設業	11	△12	59	47	15	9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	0
情報通信業	—	—	—	—	—	3
運輸業、郵便業	4	0	44	45	—	—
卸売業、小売業	△17	5	68	74	—	—
金融業、保険業	0	—	—	—	—	—
不動産業	△104	△13	586	572	—	0
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	△0	△0	3	2	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	△3	11	30	42	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	△1	△1	50	49	—	—
教育、学習支援業	28	4	39	43	—	—
医療、福祉	10	△50	90	39	48	26
その他のサービス	△6	12	4	16	4	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	△34	△72	218	145	9	1
合計	△11	△2,005	3,418	1,413	77	96

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

三 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	7,121	－	7,121	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,213	－	68,213	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	－	300	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	55,249	2,200	54,976	220	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	935	－	935	－	187	20
国際開発銀行向け	293	－	293	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	4,839	－	4,785	－	429	9
我が国の政府関係機関向け	19,986	－	19,779	－	1,590	8
地方三公社向け	6,987	－	6,511	－	401	6
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	219,845	300	219,842	30	49,145	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,757	300	28,754	30	8,432	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	189,995	17,466	182,967	1,841	114,896	62
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	52,151	22,352	47,527	2,349	33,098	66
トランザクター向け	－	14,125	－	1,412	552	39
不動産関連向け	128,814	－	127,529	－	72,419	57
自己居住用不動産等向け	111,750	－	110,833	－	56,433	51
賃貸用不動産向け	14,730	－	14,406	－	13,791	96
事業用不動産関連向け	1,765	－	1,737	－	1,864	107
その他不動産関連向け	568	－	551	－	330	60
A D C 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	601	－	601	－	601	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,039	233	5,914	61	7,748	130
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	2,204	－	2,197	－	1,767	80
取立未済手形	240	－	240	－	48	20
信用保証協会等による保証付	30,941	823	30,684	82	1,477	5
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,239	－	2,239	－	2,239	100
合計	797,000	43,376	782,661	4,585	286,051	36

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

ホ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	2024年度															
現金	7,121	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,213	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	55,196	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	935	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	493	4,292	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,872	15,906	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	4,504	-	-	2,006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	177,034	-	38,383	-	-	-	40	-	-	4,413	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	9,111	-	16,119	-	-	-	40	-	-	3,512	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	195	-	-	40,957	-	-	-	-	-	-	-	-	59,777	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	7,968	-	-	-	-	-	-	-	1,080	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	332	-	-	-	-	-	-	-	1,080	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	37,597	1,022	3,337	1	411	87	2,061	-	1,130	2,179	17	922	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	37,597	1,022	2,641	1	-	87	2,061	-	-	2,179	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	695	-	411	-	-	-	1,130	-	17	371	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	551	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	227	-	-	-	-	-	-	-	-	294	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	538	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	15,988	14,778	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	156,178	34,977	-	267,506	1,022	41,721	1	411	87	2,101	-	2,211	66,664	17	922	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
	2024年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,121
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68,213
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55,196
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	935
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,785
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,779
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,511
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	219,872
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,784
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	5,724	-	42,397	-	-	35,756	-	-	-	-	-	-	-	-	184,809
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	37,537	-	2,834	-	-	456	-	-	-	-	-	-	-	-	49,877
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,412
不動産関連向け	60,397	6,291	-	-	124	-	-	8,859	1,403	-	-	1,682	-	-	-	127,529
自己居住用不動産等向け	60,265	4,977	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110,833
賃貸用不動産向け	-	1,314	-	-	-	-	-	8,859	-	-	-	1,605	-	-	-	14,406
事業用不動産関連向け	132	-	-	-	124	-	-	-	1,403	-	-	77	-	-	-	1,737
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	551
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	601	-	-	-	601
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,257	-	-	-	-	4,196	-	-	-	5,976
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	1,659	-	-	-	-	-	-	-	-	2,197
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	240
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,767
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,239	-	-	2,239
合 計	60,397	49,553	-	45,232	124	-	39,130	8,859	1,403	-	-	6,481	2,239	-	-	787,247

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

ヘ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用あり	格付適用なし
0%	300	187,348
10%	—	29,201
20%	87,057	173,247
35%	—	16,676
50%	70,915	33
75%	—	100,552
100%	6,010	109,833
150%	—	414
250%	—	2,795
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計	784,387	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(単位:百万円、%)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	500,882	7,349	10.000	499,605
40%～70%	130,642	11,104	10.000	132,315
75%	54,106	7,202	12.089	49,553
80%	—	—	—	—
85%	49,269	6,478	11.179	45,232
90%～100%	42,750	11,060	10.266	41,557
105%～130%	10,453	—	—	10,263
150%	6,264	181	30.977	6,481
250%	2,476	—	—	2,239
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	796,846	43,376	10.679	787,247

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果
 果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減 手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,991	2,805	44,406	49,087	—	—

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 「信用リスク削減手法」とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。但し、自己資本比率規制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺があります。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
① 派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

- (注) 1. 「再構築コスト」とは、現在と同等の派生商品契約を再度構築するのに必要なコスト金額のことです。
 2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
 3. 「カレント・エクスポージャー」とは、派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式のことで、契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

イ オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) その他	—	—	—	—

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2023年度		2024年度		2023年度		2024年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
 2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別内訳です。

b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,326	4,326	4,022	4,022
非上場株式等	3,558	—	4,622	—
合 計	7,884	4,326	8,645	4,022

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	111	—
売 却 損	—	—
償 却	—	20

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	2,062	1,556

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	51,744	49,557
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	19,346	22,086	0	172
2	下方パラレルシフト	0	0	2	1
3	スティープ化	17,071	19,305		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	3,230	3,812		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	19,346	22,086	2	172
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	51,177		49,798	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

1 連結の範囲に関する事項

- 1 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点**

連結財務諸表規則の第5条第2項において、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができることとなっています。

一方、自己資本比率告示第3条においては当該規定を適用せず、同告示で別途定めがあるもの以外は原則としてすべての子会社を連結することとなります。

したがって、連結財務諸表規則第5条第2項を適用して一部の子会社を除いた場合には、自己資本比率告示に基づく計算と相違することになりますが、当金庫の連結グループのなかでは連結対象となる子会社を除いていませんので、相違点はありません。

2 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

当金庫の連結グループのうち、連結子会社は「だいしんビジネスサービス株式会社」の1社で、現金の精査整理業務及び現金等の集配業務、重要書類等の輸送管理業務、広告宣伝用雑貨・事務用機械器具の調達・管理業務、証券資料等の作成業務等、当金庫からの受託業務処理を主要な業務としています。

3 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

金融業務を営む関連法人等については自己資本比率の算出において特例が認められていますが、当金庫の連結グループにおいては、該当する会社はありません。

4 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

「信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの」は、だいしんビジネスサービス株式会社が該当しますが、同社は当金庫の連結グループに属しており、同様の業務を営む会社で当金庫の連結グループに属していない会社は該当ありません。

また、「同行第2号に掲げる会社」は、新たな事業分野を開拓する会社として法令により特定された会社ですが、これに該当する会社で当金庫の連結グループに属していない会社はありません。

5 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

2 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

3 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫グループは、これまで、内部留保による資本の横上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えています。

4 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額、非予想損失額を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

また、連結される子会社及び子法人等は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てています。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、エクスポーザーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

・株式会社格付投資情報センター(R&I) ・株式会社日本格付研究(JCR)
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポーザーの種類に偏ることなく分散されています。

なお、連結される子会社及び子法人等は、貸出業務を行っていませんので、信用リスク削減手法は適用していません。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては派生商品取引を行っていません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行いません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)

8 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理について、当金庫グループでは規定等の整備を進め、その認識強化に努めています。特に、当金庫においては本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、当金庫において苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、連結グループ内での個人データの共同利用については規定等を整備し、厳正な取扱いを行っています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、標準的計測手法を採用し、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、当金庫ではオペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では標準的計測手法を採用しています。

9 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況につ

いては、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

連結される子法人等において、若干の有価証券を保有していますが、業務として有価証券運用は行っていません。このため、特に規定は設けていませんが、市場リスクに対し十分留意して適切な取扱いを行っています。

10 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針

リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法

資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正值の場合はゼロとして合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提

リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。

⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前事業年度末の開示からの変動はありません。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。

(2) その他の金利リスク計測について

① 金利ショック

当金庫では、主としてVaR (バリュー・アット・リスク) を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

② 金利リスク計測の前提及びその意味

銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。

また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は240日 (1年) 及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日 (6か月) としています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,731	51,182
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,052	3,015
うち、利益剰余金の額	46,740	48,257
うち、外部流出予定額(△)	60	90
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は、評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	377	427
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	377	427
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 の 額 (イ)	50,108	51,609
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	149	184
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	149	184
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	12	95
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 (ロ)	162	280
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	49,946	51,329
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	328,398	338,851
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△780	△774
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	13,969	12,839
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	342,368	351,691
連 結 自 己 資 本 比 率		
連 結 自 己 資 本 比 率 ((ハ) / (二))	14.58%	14.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注) その他金融機関等とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	328,398	13,135	338,851	13,554
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	298,813	11,952	308,132	12,325
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	185	7	187	7
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	290	11	429	17
我が国の政府関係機関向け	1,334	53	1,590	63
地方三公社向け	410	16	401	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,178	1,527	49,145	1,965
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			8,432	337
カード・ボンド向け			—	—
法人等向け	121,909	4,876	114,896	4,595
特定貸付債権向け			—	—
中小企業等向け及び個人向け	81,828	3,273		
中堅中小企業等向け及び個人向け			33,240	1,329
トラントクター向け			552	22
抵当権付住宅ローン	6,979	279		
不動産取得等事業向け	17,979	719		
不動産関連向け			72,419	2,896
自己居住用不動産等向け			56,433	2,257
賃貸用不動産向け			13,791	551
事業用不動産関連向け			1,864	74
その他不動産関連向け			330	13
A D C 向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			601	24
三月以上延滞等	967	38		
延滞等向け			7,748	309
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			1,767	70
取立未済手形	62	2	48	1
信用保証協会等による保証付	1,293	51	1,477	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,979	79		
出資等のエクスポージャー	1,979	79		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
株式等			2,195	87
上記以外	25,414	1,016	21,983	879
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	7,066	282	6,303	252
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,849	193	4,849	193
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,229	49	2,614	104
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—		
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			753	30
上記以外のエクスポージャー	12,268	490	7,455	298

次ページに続く

2 定量的な開示事項

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

			2023年度		2024年度	
			リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー			—	—	—	—
証券化	STC要件適用分		—	—	—	—
	非STC要件適用分		—	—		
	短期STC要件適用分				—	—
	不良債権証券化適用分				—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分				—	—
再証券化			—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			30,366	1,214	31,492	1,259
リスク・スルー方式			30,366	1,214	31,492	1,259
マーンデート方式			—	—	—	—
蓋然性方式 (2 5 0 %)			—	—	—	—
蓋然性方式 (4 0 0 %)			—	—	—	—
フォーラムバック方式 (1 2 5 0 %)			—	—	—	—
④未決済取引					—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 780	△ 31	△ 774	△ 30
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)			—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額			13,969	558	12,839	513
B I					8,559	
B I C					1,027	
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額 (イ+ロ)			342,368	13,694	351,691	14,067

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(2023年度計数)。

6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)。

8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%